

2002年7月

『i Japan構想 新国富創造への挑戦』について

社団法人 経済同友会
IT政策委員会 委員長
福川 伸次

なぜ今『i Japan構想 新国富創造への挑戦』か

経済同友会は、2000年9月に、中間提言『i Japan構想』を発表した。ここでは、IT革命の狙いを「様々な情報を有機的に活用することを通じて、新しい価値を生み、『知』を向上させる社会を構築すること」と捉え、それを実現する枠組みを提言した。

その後、2000年11月「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)が成立し、政府は、2001年1月に「e-Japan戦略」を策定する等、2005年までに世界最先端のIT国家を実現するための施策を実施に移した。しかし、小泉政権のIT政策に関する取り組みは、「e-Japan戦略」の策定で一段落したと見ているのか、残念ながら優先順位の高い政策課題としては取り扱われていないように見える。加えて、米国に端を発したITバブルの崩壊とともに、わが国のIT化の取り組みは、民間部門においても、途半ばにして勢いを失ってしまった感がある。

我々は、日本経済が長期にわたり停滞を続け、海外の見る日本の評価が著しく低下していることを危惧している。そこで我々は、ITが経済、技術、文化、生活等の社会活動を革新する力を再評価し、この度『i Japan構想 新国富創造への挑戦』をとりまとめた。

ITは、ともすれば、情報通信関連の専門家の技術的課題ととられがちであるが、ITがユビキタス・ネットワークを基盤に知的価値創造に大きな力を発揮することを考えれば、あらためてIT政策の重要性を認識し、優先順位の最も高い課題として社会全体で取り組まなければならない。IT政策に光をあてて、社会のシステムを改革し、企業経営を革新することこそ、わが国の活性化のために不可欠である。

我々は、今回の作業を通じて、ITを社会変革のための重要な手段と捉え、効率性の高いインフラ、競争性の高い市場の枠組み、創造的でアジャイルな企業経営、規律と知性豊かな生活環境、スマートな政府の実現等によっ

て、ITとリアル・エコノミーの相乗発展をもたらす社会システムを設計し、新しい意味での国富の源泉の追求を試みた。IT政策を断片的に取り扱わず、社会全体の課題として取り上げたところに、本提言の特徴がある。

基本的考え方

基本的考え方としては、わが国は、既に高度情報化社会の構築にふさわしい特質を備えており、今後いち早くユビキタス・ネットワークの情報環境を整えれば、国富の源泉としての国際競争力の向上が可能となり、社会が活性化すると認識である。

日本の社会は、内外の知を融合することにより新しい発展を実現した経験を持ち、自己の規律と研鑽を重んじ、他人との関係を大切にするなど、本来はネットワーク社会にふさわしい特質を備えている。

IT分野においては、すでに情報機器類やコンテンツ分野で国際競争力を有する現状に鑑み、わが国が世界に先駆けてユビキタス・ネットワークの情報環境を実現すれば、新たな成長のフロンティアを切り拓き、社会の活性化が可能になると考える。

最近、特区を設けてITを加速しようという考え方があるが、ITがユビキタス・ネットワークの時代を迎え、グローバル化の傾向が進んでいることを考えれば、日本全体をIT特区として政策を展開すべきである。

具体的提言の例

我々は、上記の考え方に基づき、社会システム設計として重要な7分野24項目の課題を取り上げた。特に重要な提言は、以下のとおりである。

第1に、電波政策を抜本的に改革する。ユビキタス・ネットワークの構築に向けて、低廉で使いやすいブロードバンドの整備が急務であるが、そのためには、DSL、CATV、FTTHといった有線系に加えて、無線LAN・インターネットの普及が不可欠な課題である。無線系は有線系に比較し、多額の初期投資を必要としないことから、将来性の高い分野である。そこで、以下の施策を導入する。

周波数の多重利用・共存：実際に利用されている帯域を自動的に避けて通信する最新技術を利用して、現在の周波数配分を変更することなく、割り当てられているが実際に利用されていない帯域を無免許帯として活用し、周波数の多重利用を進める（若干の法改正で可能）。

周波数の用途制限の緩和：周波数の用途制限を緩和すれば、電波の効率的利用につながるので、それに伴う弊害も考慮に入れながら、検討する。

UWBの認可：情報をアナログの特定の周波数の搬送波で発信するのではなく、短いパルスに変えて、広い帯域に散らばらせて発信する新技術「UWB（超広帯域無線）」を認可し、帯域の制約をなくす新しい発想で無線利用の可能性を高める（米国ではすでにその方向に）。

周波数に依存しないデジタル時代の新しい電波政策：将来、すべてのアナログ無線がデジタル無線に置き換われれば、現在の免許制度は意味を持たなくなるので、一定の周波数の帯域で複数の業者がサービスを行う権利として、使用頻度に応じたビット単位の「電波利用権」を設定するといった、周波数に依存しないデジタル時代の新しい電波政策の構築を視野に入れる。

第2に、ユビキタス・ネットワークに対応して、行政組織を抜本的に改革する。

ITによる社会システム設計のパフォーマンスを高め、自由で公正な競争を保つためには競争政策が重要な役割を果たすことから、事後監視の厳格な執行を企図し、情報通信分野における競争政策の策定と執行及び監視を行う機関として、日本型FCC（Federal Communication Commission）を創設する。

情報通信行政が、国家の競争力を左右する基本的インフラに関わる重要な政策分野であることから、現在いくつかの省庁に分割されている行政組織を統一し、産業振興行政の役割を吟味しつつ、「情報通信省」を創設する。

第3に、企業はコーポレート・ガバナンスを改革して、ITを経営戦略と一体的に運用し、知的価値を追求する経営を確立する。この点は、日本が他の先進諸国に比して劣位にある。日本企業の収益性の低さと新商品、新サービスの開発の消極性は、企業のIT活用能力が劣っていることに大きな一因がある。経営情報システム、とりわけERMの活用は、企業経営改革そのものである。

経営者は、過去の成功体験と決別し、在来の仕事や部門に携わる社内の抵抗勢力、また長年の取引関係や慣行に守られた古い体質の社外の抵抗勢力を打破し、ITを活用したビジネス・モデルの構築に向けて、リーダーシップを発揮する必要がある。その際、CIOの導入と活用は、急務の課題である。

第4に、プライバシーの保護とセキュリティ対策の確立が不可欠である。審議中の個人情報保護に関する法律案は、報道自体の取扱いについては別

途検討する必要があるが、情報ネットワークの進展に伴う個人情報の保護に関しては、個人情報ネットワークによって侵害されるリスクにさらされていることに鑑み、行政運用が恣意に流れることのないようその運営に公正を期す措置を折り込んだ上で、同法案の早期成立を期待する。また、技術が急速に進歩することに鑑み、それに対応して、法制度を適切に改善していく必要がある。

情報化社会における最も重要なインフラであるプライバシー保護は、必要最低限の法的レベルのルール設定と企業の独自の倫理的努力によって解決されるべきものである。プライバシー問題は、過度にリスクを強調するあまり、経済社会の効率性と創造性を損ねることもあり得るので、企業の自主的努力に期待するところが大きい。

セキュリティ対策については、官民の協力が必要な分野であるが、多くの情報や技術、それにプラットフォームが企業側にあることを踏まえ、企業経営者がその重要性を認識し、セキュリティの専門家を養成するなど、企業による努力が何よりも重要である。

第5に、高度情報化社会における人材育成を充実する。単に情報通信機器を使いこなすというスキルという面ばかりでなく、情報化に対する意欲や情報に対する価値観といったマインドを教育の課題として強化する必要がある。

第6に、創造的な技術開発に政策の重点を置く。技術立国としての将来を確立するためには、理数科系教科への関心を高めるとともに、科学技術分野における研究環境の整備、産学協力の一層の進展、民間における研究促進が不可欠な課題である。

第7に、ビジネス・モデルについての知的財産権の保護を合理的かつ効率的に進めるよう、国際間の協議を加速する。その保護の形があまりに緩やかであれば知的創造活動を阻害するし、あまりに広ければビジネス・モデルの進歩を妨げ、情報独占を招きやすい。

最後に、電子政府の構築を加速する。単に現状の組織や機能等にITを追加してダブルコストにするのではなく、中央政府及び地方自治体を通じて、行政コストの低下を含む納税者便益の向上を最終目的に、業務フローの見直し、人員削減、行政改革の断行といった従来の方法やルールを抜本的に変える具体的目標を定めて、取り組むべきである。

そのような観点から、電子政府化を「第2の公共事業」としないために、実績確保のための採算割れ受注ではなく、「適切な入札価格と適正なランニングコスト」が守られる、透明性・公正性・国際性が保たれた政府調達の新たなスキームの確立が必要である。

また、ITの活用により行政情報の公開と行政評価の徹底を図る必要がある。さらに、政策形成プロセスにおいて、NPOの参加を促すとともに、ITを利用したNPOの情報公開を図りつつ、NPOへの寄付税制を大幅に緩和することが必要である。

以 上